破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３号
岡山県新見市新見328番地６、商業登記簿上の本店所在地岡山県新見市新見328番地６
債務者　株式会社寿康
代表者代表取締役　宮﨑　　薫
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹羽　一裕
４　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２５年（フ）第２３８号
栃木県日光市川俣584番地
債務者　有限会社川俣温泉ホテルふくよ館
代表者代表取締役　八木沢　一
１　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
４　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前９時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４１号
栃木県小山市大字武井10番地
債務者　有限会社サキインテリア
代表者代表取締役　佐藤　喜作
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横須賀徳博
４　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４６号
栃木県宇都宮市針ケ谷町451番地13
債務者　有限会社アイ．ディ．エイ．
代表者代表取締役　平田　　昇
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　幸嗣
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市針ケ谷町451番地13
債務者　有限会社バオバブ
代表者代表取締役　平田　　昇
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　幸嗣
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６５号
名古屋市瑞穂区洲雲町２丁目23番地
債務者　株式会社ホンダ販売名古屋中
代表者代表取締役　伊藤　秀男
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　克行
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６６号
名古屋市南区上浜町201番地
債務者　ホンダ南販売株式会社
代表者代表取締役　伊藤　秀男
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　克行
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０６号
広島市南区南蟹屋１丁目７番15号
債務者　有限会社中国新聞大州販売所
代表者代表取締役　角　　正和
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大元　孝次
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
長野県松本市中央３丁目８番８号
債務者　有限会社日本九九検定振興会
代表者取締役　大日方昭子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前11時30分
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２３１号
静岡県御前崎市御前崎4468番地
債務者　株式会社イムテック
代表者代表取締役　伊村　義春
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　英行
４　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２号
茨城県水戸市浜田２丁目４番16号浜田第１コーポ203号
債務者　株式会社ひたち屋運輸
代表者代表取締役　大山　敦夫
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　隆志
４　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後１時10分
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６３３号
福岡市中央区天神４丁目９番10号
債務者　有限会社ティー・ティー・オー
代表者代表取締役　立石　　茂
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大坪　知弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９８号
福岡市中央区笹丘３丁目20番15号
債務者　有限会社あすなろ福岡
代表者代表取締役　土橋　誠司
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田耕太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２号
京都府京丹後市峰山町泉15番地
債務者　峰山酒造有限会社
代表者代表取締役　高田　茂吉
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　義和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後２時30分
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第９４号
北海道帯広市川西町基線42番地１
債務者　株式会社オビショク
代表者代表取締役　杉田　俊幸
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係